

【博士論文要約】

近代カンボジア政治社会体制の研究

－官僚機構の成立・発展と高級官僚の創出－

高橋 宏明

1. 本博士論文の主題と特徴

(1) 研究テーマ

本論文は、1863～1940年のフランス植民地時代カンボジア王国における伝統的政治社会体制から近代的官僚支配体制への変容過程の実態を分析する。特に中央官僚機構の成立・発展と地方支配体制の形成過程の実相を、解明することを目的としている。具体的には、フランス植民地化を通して、カンボジア王国の伝統的な国家の仕組み、官僚組織、地方社会が、どのように「近代的な形態や制度」に変容したのか、を明らかにすることである。フランス植民地化前後のカンボジア社会は、どのような様相を呈していたのか。本論文では、官僚機構の問題を取り上げ、近代カンボジアの政治社会体制下における中央官僚機構の仕組み（制度）と官僚（人物）の関係において、何が変わり、何が残されたのか、その特徴を指摘することを目的とする。

研究課題の詳細は、以下の四つに集約できる。第一に、フランス植民地時代前半期（1863～1910年代）における政治社会体制の変革過程を追い、フランス統治期カンボジア王国における政治社会的変化について分析する。第二に、先達の研究成果を十分に活用しながら、植民地期の官僚機構の成立と発展、およびカンボジア人高級官僚の人物像を明確化する。そして、第三に、1863～1940年のカンボジア王国における中央官僚機構の特色、閣僚構成、大臣の出自・経歴・閥閥関係などを明らかにする。第四として、日本進出期における初期のカンボジア人民族主義者と日本軍・民間人の交流関係を取り上げ、カンボジア政治行政への影響を考察する。

(2) 本論文の特徴

本博士論文の特徴は、第一に「プノンペン国立公文書館」所蔵の「フランス理事長官府」文書のうち、カンボジア人閣僚の「個人ファイル」を利用して、従来指摘されてこなかった、1860年代から1890年代のカンボジア王国内部における「人的ネットワーク」の存在を明らかにした点である。従来は史料的制約から、フランス進出期におけるカンボジア人官僚の動向や閣僚間の人間関係が不明確であった。今般、1860年代～1910年代にかけての多数の未公開史料を利用することによって、当該期のカンボジア人閣僚の行動、人間関係、フランス人との関係を明らかにすることが可能となり、本論文執筆にこぎつけることができた。

第二に、「フランス理事長官府」文書のうち、閣僚「個人ファイル」の経歴欄とフランス人行政官の記録した「地方情勢報告書」を突き合わせて分析することによって、

これまで指摘されてこなかった、1860年代から1880年代にかけての「地方反乱」の実態を解明したことである。従来は、反乱指導者の出自、反乱地域、賛同者の広がりなどが、判明しておらず、正確さが欠如していた。同文書にはフランス語とカンボジア語の史料が混在しており、その中のカンボジア語史料を駆使して、当該期の「地方反乱」の動向と実相を明らかにした。

第三に、同「フランス理事長官府」勤務のカンボジア人高官の「個人ファイル」の数量分析を行うことによって、中央官僚機構におけるカンボジア人閣僚の動向、人事傾向、登用基準などを解明したことである。その結果、フランス植民地期のカンボジア人官僚のフランスに対する協力形態、高級官僚家系の「創出」、カンボジア人閣僚の出世パターンを明らかにすることができた。

第四に、上記公文書館所蔵のカンボジア語のオリジナル史料を利用して、さらに、日本軍進駐期におけるカンボジア王国への政治的な影響について考察した点である。従来、日本軍のカンボジア進駐については、研究がほとんど成されていなかった。今般、カンボジア語、フランス語、日本語の史料を駆使して、当該期のカンボジア・日本関係の実相を描いている点で、独自性がある。

2. 本博士論文の構成と要約

本論文は、序章、第1～7章、終章で構成されている。目次の項目は、以下のとおりである。

(1) 目次

序章

1. フランス植民地とカンボジア近代史研究
2. 先行研究と課題
3. 本稿の構成

第1章 1863年以前のカンボジア王国

1. アンコールという「過去」の栄華
2. 「衰退」の歴史
3. シャムとベトナムによる挟撃
4. 国内再編成
5. フランスとの関係

第2章 前近代カンボジア王国の政治社会体制

1. 19世紀のカンボジア王
2. 1860年代の中央官僚機構
3. 王国政府の主要な高官
4. おわりに

第3章 地方組織と人的支配

1. 王国の「領域支配」
2. 地方支配の実態
3. 人的支配の仕組み
4. 地方勢力

第4章 フランス進出と植民地化

1. 1863年「保護」条約の締結
2. フランスの王国支配強化と植民地支配体制の確立
3. 中央官僚機構の改革
4. 地方行政区画の整備
5. 近代カンボジアにおける「国境線」の確定
6. おわりに～間接統治体制と少数エリート支配の確立

第5章 フランス植民地期カンボジアの高級官僚像

1. はじめに～フランス進出期の主要大臣の分析～
2. アン・ドゥオン王期 of 古参官僚
3. ノロドム王時代の初期の高官
4. 欧米人の末裔
5. 政治的過渡期の閣僚の特色
6. おわりに

第6章 中央官僚機構の閣僚人事の変遷と特徴

1. はじめに～1897-1940年の大臣の経歴分析～
2. 閣僚評議会人事の変遷
3. 閣僚経験者の経歴
4. 王族の大臣進出と農民層出身大臣の登場
5. おわりに

第7章 第二次世界大戦期のカンボジアと日本

1. はじめに
2. カンボジア民族主義の高揚
3. カンボジア民族主義運動と日本
4. おわりに

終章 インドシナ半島の近現代

1. はじめに～「植民地」と「内戦」から「平和構築」へ
2. フランス植民地主義とカンボジア
3. ベトナム戦争期のカンボジア
4. 内戦からポル・ポト時代へ

5. 内戦終結と国連 PKO 活動

6. おわりに

(2) 本博士論文の要約

序章では、カンボジア近現代史研究を概観し、その傾向と特色をまとめ、その上で、本論文の課題を述べる。

1990年代後半までのカンボジア歴史研究は、大きく二つの傾向に分かれていた。第一は、フランス植民地時代から続くフランス極東学院によるアンコール遺跡、あるいはアンコール時代に関する研究である。碑文解読、美術史、建築史、遺跡保存学などの研究分野がこれにあたる。第二の傾向は、現代における政治史、国際関係史の分野である。1970年以降のカンボジア国内は、ポル・ポト時代の住民大虐殺と1991年まで続いた内戦によって混乱し、研究活動も停滞を余儀なくされた。こうした時代状況の中で、政治史や国際関係史の分野が主流となる傾向が強かった。

一方、フランス植民地期の近代カンボジア史に関する研究は、フランス人やオーストラリア人の研究者、M・オズボーン、A・フォレスト、V・M・レディ、D.P.チャンドラーなどの先駆的な研究があり、彼らが近現代史研究の分野を長く牽引してきた。

本論文は、こうした先駆者たちの研究成果を取り入れた上で、1993年の国連 PKO 活動によるカンボジア和平後に、閲覧が開始されるようになった「プノンペン国立公文書館」の「フランス理事長官府」文書の利用によって、実現した研究成果である。フランス植民地期の政治社会に関する研究は、史料的な制約や内戦による研究環境の悪化などによって停滞していた。しかし、同文書館の史料が公開されるにしたがい、近年、近代史研究が急激に進んでいる。P・エドワースによる植民地期の国家形成における伝統文化の「創出」の研究、I・ハリスの近代カンボジア仏教史の研究、A・R・ハンセンの植民地期における仏教と近代化の関係についての研究など、フランス植民地時代の研究は、2000年代に入り活況を呈している。本論文も、上記のこうした研究の潮流の一部に位置している。

第1章は、1863年以前のカンボジアの歴史を概観した内容である。先史時代からアンコール時代、ポスト・アンコール時代を経て、主として19世紀以降の対外関係（シヤム、ベトナム、フランスなど）について簡潔にまとめた。

18世紀以降、シヤム（タイ）とベトナムの両国は、カンボジアの王族の内紛や王国内の地方官僚などの利害に付け込むことで、カンボジア王国内部に直接的間接的に介入していく。その結果、両民族の伸張と干渉によって、アンコール朝以来のカンボジア王国の版図は確実に蚕食されていった。王国内部では王権の弱体化が進むと同時に、地方官僚が対外勢力に荷担したり、独立的傾向を示すようになってきたために、18世紀以降の王国の影響域は縮小されていた。

王権が弱体化することで、王国の基盤が脆弱になると、地方高官は王国から離反し、独立することもあった。カンボジア西北部のバッドンボーン地方には、シヤムと協力関係を結ぶ地方勢力のパエン一族が台頭して、カンボジア王国から独立していた。そ

の後も事実上、1907年までバッドンボーン地域はシャム領であった。

19世紀以前のカンボジアは、土地に対して人口密度が低い状態にあり、「領域」という観念そのものが成り立ちにくかった。フランス植民地化以前のカンボジアにおいて、国王は王権の及ぶ勢力圏を漠然と把握はしていたが、「国境線」を定めるという発想はなく、王国の「領域」が地図によって表されることはめったになかった。そのため、王権は「領土」として「領域」を支配したのではなく、「人」の支配・管理を目指していたといえる。

前近代国家にとって、「人」は重要な「資源」であった。戦争の目的の一つも「人」を獲得するために行われるのが一般的で、労働力としての「人的資源」の確保が再重要課題であった。つまり、いかに「人」を確保するかが支配者の最大の資質であり、「人」が王権の最大の基盤だったのである。

19世紀前半、カンボジアの王権は弱体化していた。地方の政治勢力は中央政府から離反し、その結果、王国と地方社会の関係は稀薄になっていた。地方官僚の離散により、地方分権化は促進され、さらに中央政府の弱体化が進行したのである。19世紀中葉、フランスは、このような時期にカンボジア王国へ進出したのであった。

第2章では、前近代カンボジアの王権と中央官僚の性質について考察である。近代カンボジアの政治社会体制を検討しようとするとき、フランスのカンボジア進出期である1860年代前半における王の政治的役割や王権の特質を明確にする必要がある。

当時のカンボジア王国は、政治体制からすれば、絶対君主制であった。国王は、絶対的な権力を所持する、唯一の支配者とされた。すなわち、王とは理念的に言えば、カンボジアにおける「大地、水、財産、生命の主」なのであった。ある意味では、生命を司る、神聖な存在でさえあった。王国における全ての権力もまた、理念上は、国王に属していた。法の制定や施行、徴税権、土地所有権などに至るまで、王の支配権は王国内のいたるところに及ぶとされた。立法権、裁判権、軍事権などは、国王に独占され、王国におけるあらゆる権力と権限は、王から発生するとされたのである。仏教的世界観において、王は、「輪転聖王」としてこの世に君臨し、功德をもって世界を支配すると考えられていた[石澤 2013]。したがって、王の威光は、宗教的権威によって補強された。同時に、仏教信徒の保護者として行動することを求められた。

しかし、王の絶対的権力を信じる「理念上」の世界の認識と、直接的影響力の及ばない地方における「實際上」の社会的な現実の前では、当然のことながら、著しく異なっていた。王の在住する王都に住む人びとや王宮内の官吏たちと、地方の村落社会で暮らす農民や山岳地帯に居住する少数民族では、王に対する認識にも差があった。国王の権力と権限のおよぶ範囲は、極めて局地的であり、しかも限定的であった。このように、王は「理念的には」絶対的な権力を所持すると考えられていた一方で、中央官僚によって政治権力を制限されてもいた。つまり、王の権力を制限する最大の要因は、王国の政治社会システムそのものといってよかった。王宮内では絶対的な権力を振る舞う王とはいえ、官僚に支えられて初めて即位が可能となったのである。

フランス植民地化前後の1860年代、すなわち、アン・ドゥオン王からノロドム王の

前半期にかけて、カンボジア王国における中央官僚機構は「オクニャー (okhna)」という称号をもつ5人の高官によって、王国の政治が運営されていた。5人のオクニャーとは、「サムダッチ・チャウヴェア・トルハ (Samdach Chaovea Tolha)」あるいは「チャウヴェア (Chaovea)」、「チャクレイ (Chakrei)」、「ユムメアレアッチ (Yomareach)」、「クロラーハオム (Kralahom)」、「ヴェアン (Veang)」である。フランス人行政官エチエンヌ・エイモニエは、この5人の「オクニャー」の政治的な役割を「大臣 (minister)」と解釈した。王国政府は、「4本の柱 (les quatre colonnes)」と呼ばれる4人の高官オクニャーと第一大臣 (チャウヴェア) の計5人から成り、これら的大臣を頂点にして中央官僚組織は機能していた。

19世紀のカンボジアにおいて、ベトナムの「科挙」に相当するような、官吏任用のための試験制度は存在しなかった。そのために、カンボジア人高官の子弟の多くは、王室への何らかの関与、すなわち人脈やコネクションを通じて、王宮内の仕事を開始した。そこから経験を積み上げ、要職に就いていったのである。当然のことながら、役職や地位は、世襲的な側面が強かった。

アン・ドゥオン王からノロドム王前期の時代にかけて重要な中央官僚は、ウム (Um)、ポック (Poc)、コル・デ・モンテイロ (Col de Monteiro) の3人の高官である。彼らは、ドゥオン王の統治期に王宮に入り、続くノロドム王時代に政治の実権を掌握した。同時に、フランスの進出に際して、外交上、重要な政治的役割を果たすことになった。

1850年代から1870年代にかけてカンボジア王に仕えた3人の高級官僚たちの政治的経歴、出身地、王宮との関係などを見ると、いくつかの傾向を読み取ることができる。すなわち、第一に彼らは、ノロドム王に仕える期間は長かったものの、実際にはアン・ドゥオン王から引き継がれた官僚だったという事実である。3人の高官は、アン・ドゥオン王統治時代に王室に入り、官僚としての経験を積み重ねていった。全体としてみれば、ノロドム王に仕えた期間は30年以上に及んだが、最初に取り立てたのはアン・ドゥオン王だった。政治的な過渡期に、2人の王に仕えることになった官僚たちは、その後ノロドム王から離反して、フランスの協力者 (collaborateur) となるのである。

第二に、1860年代から1870年代にかけては、王国内で地方反乱が頻繁に勃発し、しかも、広範囲にわたっていた事実である (表2-1)。アン・ドゥオン王による国内の再統一から約10年を経て、ノロドム王の即位を前に、王室内と地方社会は簡単に分裂してしまっただけに見える。王族や地方官吏などの間には、不満の爆発する内的要因が燻っていたということであろう。

また、従来いわれていたよりも、シヴォターの乱の影響は大きく、地方の広い範囲にわたっていた事実である。ノロドム王は当初、闘うことなくバンコクに逃れ、反乱は短期間に各地に波及した。その結果、中央官僚が反乱の鎮圧に関与する割合が高くなっている。ウムにしろ、ポックにしろ、フランスと協力しながら、反乱鎮定の陣頭指揮に直接立ち、権力を掌握していったと考えられるのである。

第3章では、1860年前後のフランス進出期におけるカンボジア王国の地方支配体制、王国の社会構成員、地域社会の実情などについて考察した。当該期の地方社会の実態は、曖昧である。フランス人行政官の報告書、欧米人旅行者の日記や記録、カンボジア人官僚の記した「個人経歴書」などの新史料をもとに、当時の社会事情などを明らかにした。

当時のカンボジア王国は、王都周辺部の地域（畿内領）と地方（畿外領）に大まかに分かれていた。地方の畿外領は、「デイ（Dey：大地、土地の意味）」という5つの大きな地域に区分されていた。5つのデイとは、①デイ・コンボンスヴァイ（Dey Kompong Svay）②デイ・トレアン（Dey Treang）③デイ・トボークム（Dey Thbaung Khmum）④デイ・バプノム（Dey Ba Phnom）⑤デイ・ポーサット（Dey Pursat）、である。これら「デイ」は、ある程度の地域的特性や社会的文化的な一体性を保持していた。こうした「デイ」という地域区分に分割された上で、19世紀中葉の地方行政区画は、「スロク（Srok：国、郡）」、あるいは「カエット（Khet：州）」と呼ばれる行政単位に分かれていた。スロクはさらに、国王の直轄領、王族の支配地、大臣の領地などから構成されていた。各スロクには、（建前上は）国王に任命された「チャオヴァイ・スロク（Chaovay Srok：知事）」が派遣され、「スロク」を統治していた。各スロクに派遣されたチャオヴァイ・スロクは、中央官僚と同様に、国王から給料の支給を受けていたわけではなかった。したがって、それぞれが各地域で独自に徴税を行ったり、商業活動に参入して、富を蓄えたりしていた。チャオヴァイ・スロクのなかには、地方の在地勢力と結び付いて、半独立的な行動をとる者もあった。地方政治の状況を見たとき、カンボジアの王の地方に対する影響力の実相が読み取れる。つまり、中央官僚に対する統制や管理が利かなかったのと同様に、地方の官僚に対しても、その勢力を十分に把握できず、統治しきれていなかったのである。そのため、王権が影響を与える範囲、すなわち「影響域」はかなり限定されており、王都周辺地域から離れるにしたがって、弱くなっていった。王権の影響力の限定化は、王国の弱体化を招く。これが、18世紀後半から19世紀にかけてのカンボジア王国の実態であった。

第4章では、1863年におけるフランスとカンボジア王国の保護条約の締結から、1905年の内閣制の成立までの時期を扱った。フランスのカンボジア植民地化の経緯について、第一に1863年条約、1877年行政改革令、1883年協約の各条文の主要条項を分析し、中央政府内部における官僚機構の変遷過程の特徴を指摘した。

1863年8月11日、「フランス・カンボジア保護条約（通称「ウドン条約」）」が、ノロドム王とコーチシナ総督ドゥ・ラ・グランディエール（de la Grandiere）との間で締結され、全文19条から成っていた。フランス皇帝によるカンボジア国王の保護（第1条）が明記され、同時に「保護国化（protectorat）」が認められていた。第2条では、「フランス人理事官（Resident francais）」の首都駐在が承認されている。しかし、保護国化やフランスの政治的権限の具体的な内容など、カンボジア王国に対する政治的な運営方法には一切触れられていなかった。

代わって条文の中で強調されているのが、貿易に関する規定である。貿易の条項は3項目にわたっており、しかも条約文全体の中では比較的詳細に規定されている。すなわち、1863年の保護条約は、内容的には「通商」に関する取決めを目的とする性格が強かった。コーチシナとの「貿易の一体化」を促進させる内容が、主な目的になっていた。その意味で、フランスによる植民地支配は本格化していなかった。

1877年1月15日付の王令は、前近代的な政治体制の再編成と伝統的な人的紐帯関係の切断を企図したものと見える。その意味では、カンボジア王国の政治社会システムにおける前近代的性格を一掃させる要素をはらむ内容の王令であった。同王令の条項の中でも、特にカンボジア王族や官僚に衝撃を与えた内容として、次の3項目が重要である。第一に、従来から王族に授与されていた様々な称号を、権限の伴わない形式上の名称と規定した。特に、「副王 (obbareach)」の設置を廃止した。これによって、王権の単一性を強調した。「王権の一元化」を進めようとしたのである。第二には、中央官僚機構内部において、従来からの「5人大臣制」を存続させつつ、これを「閣僚評議会 (Conseil des Ministres)」として整備した。行政府の存在を明確にして、王国としての政治機能を強化しようとしたのである。すなわち、「内閣制」の創設である。これを、カンボジア王国の代表機関、すなわち「政府」とした。第三に、当時の地方行政区画の単位である「スロク (srok)」の数を減少させ、再編成しようとした。「スロク」は数が多く、各地に分散的しており、中央集権化を妨げていた。地方社会の統治を徹底させるために、地方行政区画の再編成を規定したのである。

これら一連の条項は、従来から続いた一種の伝統的な人的結合関係に基礎を置いた保護者制 (パトロン・クライアント関係) の廃止に通じる政策ともいえた。特に、従来から続いていた在地の地方官僚と地域の紐帯関係や人的結合の解消を企図したと考えられる。それは、中央政府の下に人的資源の管理を一元化しようとした方策と見ることもできる。しかし、1877年の行政改革令による国内改革は、王族や地方官僚の消極的な対応により、実質的には進展しなかった。ノロドム王も強制的には改革を推進しなかったのである。

1884年協約では、1877年の行政改革令の内容が踏襲され、さらに強化された。条項では、「土地の私有化」や「奴隷の解放」などの条項も付け加えられた。さらに、フランスによる地方統治の拠点として、王国内のプノンペン (Phnom penh)、クロチェ (Krattie)、コンポントム (Kompong-Thom)、コンポート (Kampot)、ポーサット (Pursat) の5つの地域にフランス人の駐在する「理事官区 (circonscriptions residentielles)」が設置され、同時に、地方行政単位である「スロク (srok)」をフランス人理事官の監督下に置いた。地方行政区画の再編成によって、地方官僚を中央政府に直属させ、官僚と地域社会との紐帯を断ち切ろうとしたのであった。1884年協約の一連の改革の推進は、一部の王族や地方官僚にとって、自分たちの既得権益を奪う行為とみなされた。そのために、1885～1886年にかけて、各地で反フランス・反ノロドムの反乱が勃発した。反フランスの反乱はカンボジア全土に拡大し、フランスも手を焼いた。この反乱をフランスと協力して鎮圧したのが、ノロドム王の弟であ

るシソワットであった。シソワットはフランスに対して協調的な王族の一人であったが、フランスに忠誠を誓い、1887年までに各地の反乱を鎮める。フランスに対する反乱の鎮圧後、1884年協約の内容は断行されることとなった。ここにカンボジア王国に対するフランスの政治的支配は確立されたといえる。そして、1887年10月17日のフランス大統領令によって、カンボジア王国は、フランス領インドシナ連邦に編入されることになった。すなわち、「カンボジア保護王国」として、同連邦の一構成国になり、実質的にフランスの植民地としての地位を歩むことになった。

1897年7月11日付王令（王国行政の改革に関する勅令）において、1877年1月15日付の王令で発足させた「閣僚評議会」を、5人の高級官僚から成立する行政府として正式に機能させるようにし、その役割を「法の監視と実行」と規定した。そして、5人の大臣はオクニャー・モハー・セナ (Akha Moha Sena)、ヨマレアッチ (Youmreach)、クロラーハオム (Kralahom)、チャクレイ (Chacrey)、ヴェアン (Veang) から構成されるとした。しかし、この王令の内容においても、行政府における各大臣の具体的な役割・業務分担は明確に規定されていなかった。続く、1905年7月3日付王令（閣僚評議会の役割分担に関する勅令）において、フランス人理事長官と5人の大臣から成る「閣僚評議会」が王国行政の最高決定機関とされた。そして、5人の大臣の行政的な管轄分野と役割内容が明確に規定された。こうして、5人の大臣、すなわち「内務・宗教大臣（オクニャー・モハー・セナ）」および「閣僚評議会」議長、「法務大臣（ヨマレアッチ）」、「王宮大臣（ヴェアン）」、「海事大臣（クロラーハオム）」、「軍事大臣（チャクレイ）」の各行政管轄の範囲が明瞭にされた。以後、1940年代前半まで、閣僚評議会における「5人の大臣制」は存続されることになった。

一方、フランスは、プノンペン、コンポート、コンポントム、ポーサット、クロチエの5地域に、フランス人理事官 (resident) の駐在する「理事官区 (circonscriptions residentielles)」を設置した。そして、理事官が、カンボジア王国の行政区域であるカエットを監督・指導することが明確にされたのである。つまり、フランス当局は、地方に点在するスロックを、カエットの下に統合・再編しつつも、「理事官区－カエット－スロック」という地方行政組織体系を作り上げたのであった。1908年6月5日付の王令（「行政区 (khum)」設置に関する王令）によって、各スロックの下には、「『クム (khum : 行政区)』を創設する」との布告がなされた。ここに地方行政組織の再末端にあたる区画単位であるクムが設置され、理事官区－州－郡－行政区－村落レベルというフランス植民地時代の地方行政統治体系が一応の完成をみたのである。その後、1921年12月11日付王令によって、地方行政機構の再編成が行われる。すなわち、1921年以前の地方行政機構の仕組み（理事官区－カエット－スロック－クムという地方行政体系）を改め、理事官区とカエットを一致させ、全国を14州（カエット）に分けたのである。つまり、理事官区＝カエットとし、その下には、スロック－クムとした。この王令によって、フランス人理事官の統括する管区と王国の地方行政区を一致させて、両者の“ずれ”を修正することになった。現代カンボジアの地方行政組

織の基本的枠組みが完成したといえるのである。90年間の植民地支配期を通じて、フランスによる統治の一つの意図は、首都プノンペンを中心とした中央集権的な近代「領域国家」の形成にあったといえる。そのために、中央・地方行政組織の改変と再編成を通じて、中央集権体制の確立をめざした。行政的には、垂直体系、すなわち「理事官区一州一郡一行政区」を構築することであった。これはある意味で、カンボジア社会をプノンペン中心にまとめようとする意思の表れと見ることも可能なのである。

さらに、フランスの植民地化によって、カンボジア王国は「国境線」が規定され、王国の「領域」が明確に確定された。こうして、近代「領域国家」としてのカンボジアは、フランスの植民地支配下に入ることによって、インドシナ半島に「他律的に」成立したといえる。

第5章では、19世紀中葉から20世紀初頭の時期において、カンボジア王国の中央官僚機構を支えた7人の代表的なカンボジア人高級官僚に焦点を当て、彼らの経歴(出自、出身地、学歴、政治歴など)を分析することによって、カンボジア人中央政府官僚の特質、閣僚人事などの特徴を解明した。以下、四点にまとめられる。

第一は、高官の出身地が王国の「畿内」およびその近隣地域にほぼ集中していることである。すなわち、畿内ではポニャールーやプノンペン、近隣州ではポーサットやバティなどである。ベトナムに近い東部や山岳部に隣接する東北部地域の出身者はほとんどいない。人的資源としてのカンボジア人官僚が、どの地域から供給されていたのかを推察することが可能となる。ここから大まかにではあるが、19世紀カンボジア王国における人的支配の連鎖としての勢力圏を特定できる。第二に、王宮内に異民族出身の高官、特にポルトガル人の末裔など、ヨーロッパ人に起源をもつ官僚が要職を占めていた。18世紀以降のカンボジア王国は、属国化して小国となり、人的資源に乏しい側面があった。一方で、異民族出身の数少ない高官を仲立ちとしながら、フランスとの交渉に臨もうとしていた。第三に、従来はあまり注目されてこなかったことであるが、ノロドム王に仕えていた高官の大半が、実はアン・ドゥオン王から引き継がれた官僚だったという事実である。すなわち、彼らは、アン・ドゥオン王の統治時代に王室に入り、官僚としての経験を積み重ねていった。全体としてみれば、ノロドム王に仕えた期間そのものは長かったものの、最初に王宮に取り立てたのは、アン・ドゥオン王だった。政治的な過渡期に、2人の王に仕えることになった官僚たちは、その後ノロドム王から離反して、フランスの協力者となるのである。第四には、ウムにしろ、ポックにしろ、あるいはメイにしろ、彼らは官僚でありながら、軍人としてもフランス人と密接に協力しながら、反乱鎮定の陣頭指揮に直接立った。その過程で、王国政府中枢の政治権力を掌握していったと考えられるのである。

1860年代初頭から1880年代後半にかけて、地方反乱が各地に頻発し、しかも広範囲に拡大していた。アン・ドゥオン王による国内の「再統一」から約10年後、ノロドム王の即位を前にして、地方社会は簡単に分裂した。王族や地方官吏などの間には、不満の爆発する内的要因が燻っていたということであろう。ノロドムは1860年当初、闘うことなくバンコクに逃れ、反乱は短期間に各地に波及した。その結果、アン・ド

ウオン王と共に戦ったウムやポックなど、実戦経験の豊富な中央官僚が反乱の鎮圧に
関与することになったのである。彼らはこうして、フランス人との深い関係を構築し
ながら、政治権力を握ることになるのであった。また、フランス進出期における反フ
ランス勢力の抵抗活動の特徴を付加しておけば、従来いわれていたよりも、シヴォタ
ーの乱の影響は大きかったといえる。王弟シヴォターは、1860年代前半から約20年
間以上にわたり、北部地方から東部地方にかけての広い範囲で、反政府勢力としての
影響力を保持し続けていた事実が浮び上がってくる。1885年から1887年には、南は
トリアン州にも影響を及ぼし、東部のコンポンチャーム州から北東部のクロチェ地方
にかけて縦横無尽に動き回った。こうした事実は、シヴォターを匿う勢力が地方には
多数存在したという証左であり、フランスは地方勢力の鎮圧と屈従には多年を要した
のである。結局、シヴォターの抵抗は、1891年の彼の死によって幕を閉じるまで続い
た、といえるのである。そして、フランスも、カンボジア人の大臣や地方高官の協力
なしには、王国全土を平定できなかったことも事実なのであった。

第6章では、アン・ドゥオン、ノロドム王期以来の代表的な大臣に加えて、シソワ
ット王時代の9人の大臣も取り上げ、それらの高官の経歴分析を行った。これによっ
て、1900年以降の中央政府における閣僚構成の特徴、閣僚人事の傾向と特色、大臣の
出自などを解明した。フランス植民地化前後に登用されたカンボジア人閣僚が、フラ
ンス支配下のエリート官僚支配体制を担う人材に育っていくのであった。ここで明ら
かになったのは、以下の3点である。

第一に、閣僚人事の固定化と長期化は、ある特定の官僚については当てはまる、と
いうことである。その典型的な事例が、王宮大臣チュオンであり、法務大臣ソン・デ
ィエップであった。彼らの特色は、フランスの教育機関で学校教育や通訳の訓練を受
けた後に、フランス人に登用されるケースと、王族に個人的に気に入られ登用される
パターンであった。前者はチュオンであり、後者はソン・ディエップであったといえ
る。しかし、彼らの他にも、長期にわたって大臣を務めた官僚は存在した。第二に、
シソワット王時代に入り、王族の政治参加が進んだことである。すなわち、大臣ポス
トへの王族の登用が開始された。ノロドム王期までは、王族は中央政治に関与せず、
王族が大臣に就任する事例は皆無であった。これに対して、シソワット王時代以降は、
5人の大臣ポストのうち、常時2人を王族が占めていた。しかも、王の息子（王子）
であることが多かった。また、従来の研究では、王族の政治進出について、その時期
も理由も明快に説明されてこなかったが、本章の分析を通じて明らかになった。第三
に、政府内の高級官僚は王朝期以来の人的ネットワーク（コネクションや人脈）の影
響下にあるという事実である。フランスは、カンボジア王国の中央行政機構に、近代
的要素、すなわち官僚制の近代化を導入したといわれる。それはある一面の事実では
あるが、全ては説明できない。なぜなら、実際に官僚制の整備が進展したのは、むし
ろ下級官吏の試験制度や行政学校の整備であって、多くの部分を個人的なパトロン・
クライアント関係によって確立された人脈関係に依拠しているように見えるからであ
る。

シソワット王からモニヴォン王にかけての時代は、フランス植民地支配体制が確立

し、制度的システムが円滑に運営された時期とされ、フランス当局にとっても、政治的安定が実現された時代と認識されている。しかし、この時代はまた、1953年の独立以降に政治的な影響を及ぼすことになる高級官僚や一部の有力家系が、「形成」・「創出」された時期でもあった。

では、シソワット王時代以後のカンボジア王国において、王権は強化されたのか、それとも官僚支配が進展したのか。王国内の臣民に対して、シソワット王以降に王の権威は確保されたように見える。「王制」は存続しつつ、国是として認知されていったからである。しかし、王権の実質的な強化にはつながっておらず、特定の官僚による支配が徹底されたように見えるのである。1941年、シハヌーク国王の即位当時、政治支配構造の変化は大きな胎動とはなっていなかった。1942年7月に起きた「僧侶のデモ行進」事件の後でさえ、カンボジアの政治状況に大きな変化は来さなかった。

しかし、1945年3月の独立宣言によってシハヌークが首相に就任すると、これを契機として王の政治参加に道筋が付けられることになった。同時に、内閣以外の官僚の中から、政治に参加するカンボジア人行政官が登場した。彼らの多くは、地方行政の経験者ではあったが、政治家ではなかった。10年から20年以上にわたり、地方行政の現場を経験した後、シハヌークに抜擢される形で中央政界に突如として登場したとあっていい。やがて彼らは、職業政治家に変わっていく。すなわち、1945年が職業的政治家の誕生する契機となったといえるのである。

以上、第1章から第6章までの考察によって、近代カンボジアの政治社会体制下における中央官僚機構の成立と発展の具体的な変容過程が明らかになった。また、高級官僚の経歴分析を通して、カンボジア王国政府内の閣僚構成や閣僚人事の特質、フランス人行政官とカンボジア人閣僚との関係などが解明された。同時に、少数エリート官僚による統治体制が、フランス植民地支配の特徴の一端であることが判明した。

第7章は、近代カンボジア史における代表的な民族主義運動の一つである、「僧侶のデモ行進」事件を取り上げた。フランス植民地時代における歴史的転換点と言われる事件だからである。この事件を契機として、カンボジア王国政府の官僚機構にある変化が生まれ、後の独立に少なからぬ影響を及ぼすことになった。そうした事件に日本が関与しており、カンボジアの独立へと発展する。日本とカンボジアの関係史の一側面として考察した。

本章では、1940年代初頭のカンボジア民族主義運動の代表的事件である「僧侶のデモ行進」事件への日本の関与の実態を明らかにすることを試みた。その過程で、初期民族主義運動の特徴も垣間見える。

「僧侶のデモ行進」は、一部の民族主義者たちによる、単なる煽動の結果の偶発的な事件ではなかった。当時のプノンペンに仏教界やカンボジア人下級官吏の中に、フランスに対する不満が醸成されており、反フランス感情はきっかけさえあれば爆発する危険性を帯びていた。そうした不満の感情を、誰がくみ上げ、組織化し、運動に結びつけるかは、時間の問題であった。

約2,000人によるデモ行進は整然と行われたが、しかし、中枢の指導者たちの逮捕

と亡命によって、この運動はほぼ完全に消滅した。組織体制や存立基盤が脆弱だったことを端的に物語っている。そして、思想的にも成熟していなかった。活動の主体は、数少ない都市知識人と一部の僧侶であり、カンボジア社会の数少ない知識人だった。新興エリートと伝統エリートの違いはあったが、フランスに対して不満を抱いていた。とはいえ、彼らの運動が影響力をもったのは、プノンペンという都市に限定されており、大衆的な広がりにも欠けていた。

シハヌーク国王の政治的スタンスは、1942年の時点では定まっていなかった。少なくとも、1940年代前半の民族主義運動の中心的人物ではない。それ故に、後年の回想録においても、事件に対する評価が厳しいものになっていると推測できる。

「僧侶のデモ行進」事件において、日本人は極めて限定的に関与したにすぎない。民間人による自発的関与の性格が強く、個人のネットワークを利用しながら、カンボジア人民族主義者たちを支援していた姿が浮かんでくる。一方で、ソン・ゴク・タンの日本への亡命手続きや、バンコクからの輸送については、外務省と陸軍が実行している。カンボジア国外におけるタンの保護を、組織的に行なっているように見える。こうした交流関係が伏線となって、1945年3月12日のカンボジア独立とその後のソン・ゴク・タン内閣の成立にも繋がるのである。

終章は、カンボジア近現代史の大きな流れを、「植民地」、「戦争」、「平和構築」という視点からまとめた内容になっている。すでに、第6章までに、フランス植民地期における中央官僚機構の成立と発展、および高級官僚像の特徴について、本稿の結論を掲示した。その上で、カンボジアの近現代150年（2013年は保護国条約締結150周年だった）の歴史的な流れを、国際的政治的社会的な事件と共に位置づけ、改めて上記3つのテーマで問い直そうと試みた。

フランス領インドシナ連邦の成立以前、カンボジア王国は、東隣国のベトナムよりも、西隣に位置するタイとの文化的関係が深く、歴史的にはタイとベトナムから常に脅かされていた。ラオスについてもタイとの文化的・言語的關係が深かった。その意味では、仏領インドシナへのカンボジア王国とラオスの編入は、タイの影響力からの離脱であり、ベトナム社会との新たな関係の構築開始でもあった。フランスによるカンボジアとラオスの統治は、上座仏教文化圏のタイからの「切り離し」を目的とし、フランスを盟主とする人工的枠組みの構成員にすることであった。

1953年の独立から1970年までのカンボジアは、「平和の島（コ・サンテピアップ）」だった。隣国ベトナムの戦取材から休暇に訪れるジャーナリストが、その平穏さに驚いたという。しかし、シハヌークによる勢力均衡策が崩れると、内戦、住民虐殺の約20年を経験することになり、悲劇の道を歩むことになった。カンボジアの近現代史とは、ある意味で、外的要因に左右された、体制変動の歴史といえる。特に1970年以降は、ベトナム戦争の拡大、ベトナム軍の侵攻、そして国連カンボジア暫定統治機構の展開によって、政治体制が決定されてきた。この中でも、10年以上にわたる内戦を終結させ、国家再統一にこぎつけたのは、国連主導による平和維持活動だった。

本論文では、1860年代のフランス植民地時代前半期から、1940年代初頭までを分析対象とし、近代カンボジアの政治社会体制下における中央官僚機構の仕組み（制度）と官僚（人物）の関係において、何が変わり、何が残されたのか、その特徴を解明することを目的とした。そのために、1940年代以降の中央官僚機構の変遷、官僚の動向、政治変化等については、今後の課題である。